

複合機賃貸借契約に係る仕様書（案）

複合機賃貸借の仕様については、次のとおりとする。

- 1 設置箇所：浦添市安波茶 1-1-1 浦添市役所議会棟 1階 浦添市選挙管理委員会事務局
- 2 契約内容：複合機賃貸借契約（1台）
- 3 契約期間：令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）
- 4 本体及び主な機能等

	項目	仕様
本体	方式	デジタル式
	読み取り／書き込み解像度	600dpi×600dpi以上
	階調	各色とも 256階調
	給紙方式及び容量	カセット4段以上+手差し カセット 500枚以上手差し 100枚以上
	複写サイズ	A3～ハガキ
	連続複写速度 (A4モノクロ・カラー)	モノクロ・カラーともに 26枚/分以上
	複写用紙	普通紙、再生紙
	自動用紙選択の有無	有り
	両面複写の有無	有り
	コピー倍率	定型変倍 指定変倍 25～400%（任意の%設定可能）
自動原稿送り装置（両面 読取）	原稿サイズ	A3～A5
	原稿収容可能枚数	100枚以上
フィニッシャー	ステープル	無し
	パンチ機能	無し
	中とじ機能	無し
FAX	送受信	有り
	最大送信、受信サイズ	最大A3
	受診記録紙	A3～A5
プリンター・スキャナー	プリンター・スキャナー	有り ※ スキャナーの出力フォーマット はPDFに対応していること

【その他要件】

- (1) 標準機能としてユーザー登録ができ、ユーザーごとにコピー、プリント、スキャン数などのレポート（ログ）が確認できること。またレポート（ログ）については任意のタイミングで取得可能であ

- り、容易に編集できる CSV 等の形式で保存可能であること。
- (2) スキャンした文書が本市のファイルサーバへ複合機から直接保存できること。
- (3) ペーパーレスで送受信が可能なこと。
- (4) 受信文書を自動的に電子ファイル（PDF形式）化して指定されたフォルダ（既設のファイルサーバ）又は複合機のハードディスク上に自動的に保存可能であるか、指定するメールアドレス宛へ電子メールにより通知が可能なこと。
- (5) パソコンから直接 FAX 送信が可能なこと。

【参考機種】： キヤノン iR-ADV DX C3926F（同等以上）

★ 同等品について

参考機種以外で入札への参加を希望する場合は「4 本体及び主な機能等」及び【その他要件】を全て満たし、同等品以上の品質・性能を有することを証明する資料（カタログ等）と同等品確認書を令和8年5月7日（木）正午までに提出し事前に承認を受けること。

- ※ 参考機種で応札する場合は承認を受ける必要はありません。
- ※ 事前に同等品の承認を受けていない製品で見積落札した場合、その製品で契約締結することはできません。その場合は基準製品を納品してもらうか、他者により既に同等品と認められた製品を納入すること。

5 料金区分及び契約上の注意事項

		枚 数	単 価
モノクロ	①	基本料金（500枚含む）	円
	②	501枚以上	円/枚
カラー	③	1枚以上	円/枚

- ※ 枚数のカウントは1面を1枚とする。
- ※ モノクロの月使用枚数は500枚までは月額基本料金に含むものとし、使用枚数に応じた料金が発生するのは501枚からとする。

(1) 契約金額は、賃貸借料金（月額の基本料金）と使用枚数に応じた料金の合計額とし、その金額には、以下に記載する費用等を含むものとする。

- ・ 複合機、ソフトウェア等の調達・使用料
- ・ 初期設定費用（複合機のドライバのインストール作業支援を含む。）
- ・ 物品の搬入、設置及び契約満了時の撤去、搬出費用
- ・ 保守サービス料（現地対応を含む。）
- ・ 消耗品（トナー、ドラム等）の供給及び回収（紙を除く。）
- ・ その他通常利用するにあたり掛かる一切の経費

6 保守点検

(1) 複合機及びソフトウェア等の全てを保守対象とすること。また複合機の稼働上必須となるバージョ

ンアップ作業等も本事業に含めること。

- (2) 受託者は、設置した複合機を常時正常な状態で使用できるように定期的に技術員を複合機設置場所に派遣し、機械の状態・利用状況を点検し必要な整備を行うこと。
- (3) 保守点検及び複写機に必要な一般品ならびに消耗品（紙を除く。）に係る費用は契約金額に含むものとする。
- (4) 受託者は故障等の連絡を受けたときには速やかに技術員を派遣し、正常な状態で使用できるようにしなければならない。なお、症状により部品交換等が必要であり、部品の納品までに時間を要する場合は、使用ができる状態までの応急処置を実施することとし、復日に時間を要する旨、本市に了承を得ること。

7 使用想定枚数

モノクロ：119,400枚（60か月）

カラー：3,000枚（60か月）

- ※ 上記数値は、使用想定枚数であり、実際の使用枚数が異なった場合でも、契約単価の変更は行わないものとする。

8 使用枚数の計算方法

カウンター数値によることとし、1か月における総使用枚数の内、モノクロコピー及びカラーコピー、カラープリントの1%に相当する枚数をテスト及びミス（不良）分として控除する。（1枚未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。）

（例） 使用枚数：2,487枚 控除枚数1%：24.87枚 端数切り上げ後控除枚数：25枚
よって請求枚数は 2,487枚－25枚＝2,462枚となる。

9 支払方法

8により求めたカウンター数値に1枚当たりの単価を乗じた金額を毎月後払いとする。

10 設置及び撤去

賃貸借期間初日までに設置及び調整し、良好に使用できるようにすること。また賃貸借期間終了後、設置した機器等を撤去すること。

11 その他

動産保険に加入すること。